

冊子版初刷に以下の誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。  
(正誤内容を織り込んだ59頁は、2頁目のとおりとなります。)

- **目次** (8事件の事件名)
  - [誤] シベリア長期勾留補償請求事件
  - [正] シベリア長期~~留~~補償請求事件
  
- **22頁標題事件名** (8事件)
  - [誤] シベリア長期勾留補償請求事件
  - [正] シベリア長期~~留~~補償請求事件
  
- **59頁左段下から18行目**
  - [誤] 米国 (スペイン)
  - [正] 他国
  
- **59頁右段6行目**
  - [誤] 他国
  - [正] 権利者
  
- **59頁右段10行目括弧内**
  - [誤] 公然とは異なる
  - [正] 公然, ~~すなわち~~ **隠秘でないこと**とは異なる
  
- **59頁右段17行目**
  - 「これを取り入れ,」を削除
  
- **59頁右段18行目**
  - [誤] 他国
  - [正] 権利者
  
- **59頁右段21～23行目**
  - [誤] 第1に英米法上の譲与の推定は, 実際には反証可能な推定ではなく, そこで言われる譲与や黙認は
  - [正] 第1に国がなんらの見返りもなく領有権の移転等に同意するとは考え難く, 英米法上の時効で言われる譲与や黙認も
  
- **241頁判例索引** (8事件の事件名)
  - [誤] シベリア長期勾留補償請求事件
  - [正] シベリア長期~~留~~補償請求事件
  
- **243頁事件名索引** (8事件の事件名)
  - [誤] シベリア長期~~留~~補償請求事件
  - [正] シベリア長期~~留~~補償請求事件

## 解説

### 1 国際法における取得時効

国際法における取得時効は、古くからローマ法の使用取得 (*usucapio*) の制度等を参照しつつ論じられ、その国際法における妥当を否定する立場 (グロチウスなど) と肯定する立場 (ヴァッテルなど) が対立してきた。しかし、19世紀末ないし20世紀初頭には、これを善意の占有か悪意の占有かにかかわらず、権利の起源が不明な場合や当初の占有が不法な場合に、長期間の継続的かつ平和的な占有をもって所有権の取得を生じる制度と解し、その存在を認める見解が有力になっていったと言える。例えば、ホールは、「時効による権原は、所有権の起源の存在を示すことができないか、占有がそもそも不法な場合であって、正当な所有者がその権利を主張することを怠るか、それができなかった場合に長期の継続的な占有から生じる」、「国家間の時効は……主に国際秩序の安定性の創出に資することを目的とする」と論じている (W. E. Hall, *A Treatise on International Law* (4th ed., 1895), pp. 118-119)。もっとも、制定法をもたない国際社会においては、時効の成立に要する期間が定められておらず、また定めることができないなどとして、その存在を否定する立場 (ヘフター、リヴィエなど) もみられ、国際法上の時効の理解にはなお根本的な対立が存在した。

この時期の国家実行や国際裁判例としては、「50年間の敵対的占有または時効は有効な権原を生じる」とした英国 (英領ガイアナ) とベネズエラの仲裁条約 (1897年) や、「現に存在し、長期にわたって存在してきた状態は可能な限り変更すべきでない」との原則に基づいて、本来ノルウェーに帰属する海域をスウェーデンに与えたグリズバルドナ事件判決 (1909年10月23日) 等がある。しかし、いずれも国際法 (一般国際法) における時効の存在を明確に認めたものとは言えない。

本判決は、「時効の期間を定める条約が存在しないなか、米国が援用する時効の権利は国際法上受け入れられた原則であるかという極めて論争的な問題を論じるまでもなく」と述べ、国際法における時効の存否を慎重に留保している。こうした本判決の姿勢は、上記のような学説および実行の状況を踏まえたものと言える。

本判決後の国際裁判例にも、国際法における時効の存在を明確に認めた事例は存在せず、国際司法裁判所も、カシキリ・セドゥドゥ島事件判決 (1999年12月13日) において、国際法における時効の存否を留保している。ただし、例えば、パルマス島事件判決 (1928年) (本書23事件) においては、1700年から1906年に至るオランダによる領有権の行使の証拠と他国による抗議の欠如を理由として、オランダの主権が認められている。また漁業事件判決 (1951年) (本書4事件) においては、ノルウェーの領海画定のシステムがおよそ60年間中断なく適用され、いかなる外国の反対にもあわなかったことをもって、ノルウェーの権利が認められている。これらの判決においては、それぞれ「継続的かつ平和的な主権の表示」と「歴史的権原」の語が用いられている。しかし、紛争当事国は時効や時効に関する学説に依拠して権原の成否を論じ、裁判所もそこで認めた権原を「前の決定的な権原にも優先しうる」もの、通常は例外的な権利の発生事由と解されるものなどとして説明している。これらの判決等は、「極めて論争的な」時効の概念への言及を避けつつ、しかし実質的には、これと同様の法理に基づいて権原の成立を認めたものとも解しうる。

### 2 取得時効の根拠と要件

それを「時効」と呼ぶにせよ、「継続的かつ平和的な主権の表示」や「歴史的権原」などと呼ぶにせよ、こ

れらの権原の根拠と要件については、主に次の2つの理解が示されてきた。第1が、時効の根拠を国際秩序の安定性に求め、一定期間の継続的かつ平和的な主権者としての占有をもって権利の取得を認める制度と解する立場である。上記のホールの見解等がこれにあたる。第2が、時効の根拠を権利者の黙認 (*acquiescence*) に求め、上記の要件の充足をもって黙認の推定が生じるが、その推定は占有を了知していなかった等の弁明によって反証できる、あるいは時効の成立には、上記の要件に加えて、占有が公知 (公然、すなわち隠秘でないこととは異なる) のものであることが求められるとする理解である。これは、特に戦後の英米系の学者 (マクギボン、プラムなど) によって提唱され、現在も有力に主張されている (ショウ、クローフォードなど) 理解である。

このうち第2の理解は、英米法上の時効 (地役権の発生事由) における「譲与の推定 (*presumption of a grant*)」の法理とよく似たもので、権利の取得の根拠を権利者の同意に求めることによって、所定の期間の欠如や、悪意の占有に権利を認めることの不道徳性といった時効否定論者の批判に応えることを意図した理解と言える。しかし、第1に国がなんらの見返りもなく領有権の移転等に同意するとは考え難く、英米法上の時効で言われる譲与や黙認も、使用によって生じる権利の取得を正当化するための虚構に過ぎないなどとも言われてきた。また第2に時効の根拠が同意にあるならば、なぜその成立に時の経過が求められるかは黙然としない。そして、第3に例えばパルマス島事件判決には「黙認」の語が、漁業事件判決には「一般的容認 (*general toleration*)」の語がみられるが、これらは他国による抗議の欠如から導かれたもので、そこで文字通りの同意の有無が検討されていたとは言えない。国際法上の時効の根拠は黙認にあるとし、それゆえ占有の了知等を要するとの理解が、実際の国際裁判例に即したものと言えるかは、慎重な検討を要する。

本件において、両当事国は、1884年の条約の定めに従ってチャミザル地帯の権原を確定するよう意図していたと考えられ、本件はまさに「なんらの困難もなく」時効の主張を退けうる事案であったと言えるが、委員会は時効の成否を入念に検討している。特に本判決が、「私法においては、時効の中断は提訴によって生じるが、国家間のやり取りにおいては、そのための国際法廷が設置されなければならない、また設置されるまでは、これはもちろん不可能である」と述べている点は、注目に値する。このことから、安保理や国際司法裁判所が存在する現在では、単なる抗議では不十分とする見解 (ジョンソン) や、重大な紛争については外交関係の断絶や国際裁判所への付託が必要かもしれないとする見解 (ショウ) もあるが、抗議がなされているにもかかわらず、それでは不十分であるとして、時効等の成立を認めた国際裁判例は存在しない。なお、これらの論者は、時効の根拠は黙認にあると説く論者である。時効による権利の取得が同意によって生じるならば、なぜ抗議を通じて不同意を示すだけではその成立を妨げるに足りないのか疑問が残る。

#### [参考文献]

国際法上の時効について、本文で挙げたもののほか

- D. H. N. Johnson, "Acquisitive Prescription in International Law," *BYBIL*, Vol. 27 (1950), p. 332.
- Y. Z. Blum, *Historic Titles in International Law* (1965).
- M. N. Shaw, *International Law* (8th ed., 2017), ch. 9. 英米法上の時効における譲与の推定について、例えば
- W. B. Stoebeuck, "The Fiction of Presumed Grant," *U. KAN. L. REV.*, Vol. 15 (1966), p. 17.